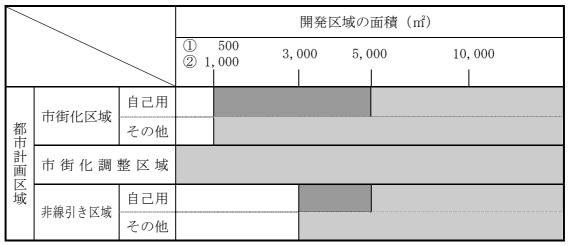
開発許可に係る権限区分について

昭和46年12月28日~平成9年3月31日



※非線引き区域は、昭和50年4月1日以降に開発許可が必要となりました。

平成9年4月1日~

		開発区域の面積(㎡)			
		① 500 ② 1,000	3, 000	10,	000
都市計画区域	市街化区域				
	市街化調整区域				
	非線引き区域				
都	市計画区域外				

※都市計画区域外は、平成13年5月18日以降に開発許可が必要となりました。

■凡例	
	開発許可不要
	土木事務所長許可
	知事許可

- ① 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、 大山崎町、久御山町、井手町、精華町
- ② 福知山市、舞鶴市